

宇品・似島地域包括支援センター 便り

地域包括支援センターは地域の福祉や介護の相談窓口です



成年後見制度 をご存じですか？

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方に成年後見人等を選任し、法律的に支援する制度です。

成年後見人等になるのは配偶者や親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職で、家庭裁判所が選任します。

申し立て（申請）出来る人は本人、配偶者など四親等以内の親族などです。申し立ては家庭裁判所で行います。



成年後見制度はどんなことをしますか？

代理権→○ 財産管理

預貯金の管理、税金、水道光熱費の支払い、不動産の管理、遺産分割など

○ 身上監護

要介護認定の申請、介護サービス・施設入退所
・病院受診や入退院の手続きなど

取消権→締結した契約を取り消すことが出来る
(消費者被害などから守る)

どのくらいの費用がかかるの？

- ・申立てにかかる印紙や切手、診断書料の費用として1万円程度(精神鑑定が必要な場合、+5万円程度)
- ・成年後見人等への報酬の有無と額については、本人の資産等の状況を見て、家庭裁判所が決定します。

成年後見制度を使う前



認知症により、お金の支払いや銀行の手続きが出来なくなった。大切な書類も紛失してしまう。身寄りがおらず、代わりに手続き出来る人もいない。



最近母が騙されているようだ。久しぶりに帰省すると使わない高価な商品がたくさんあった。

成年後見制度を使うと



後見人として司法書士が選任され、本人の代わりに金銭管理が出来るようになった。郵便物も後見人の元に郵便される手続きを行った為、紛失する事もなくなった。



娘が後見人になり、契約を取り消す事が出来る様になった。

この他、「任意後見制度」もあります

任意後見制度は判断能力がある人が、将来、その判断能力が低下した場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を公証人役場で公正証書を作成し、決めておく制度です。

もう少し詳しい話を聞いてみたい方は下記までご連絡下さい



電話：(082) 252-6456

住所：広島市南区宇品神田3丁目7-15 坂本ビル2階

開所時間：月曜日～土曜日 8:30～17:15

広島市宇品・似島地域包括支援センター